

に認定を受けた「どぶろく特区」により、企業組合が自ら栽培した米からどぶろくの生産を開始している。

また、ユズについては、地域で栽培されたものを、地域の農協で搾汁加工し、地域の業者が商品に加工し販売している。

**【水分峠、急カーブ一帯の工事開始について】**

**問 工事期間の概要について。**  
**答** 現時点での工事期間の見通しは、平成23年3月から平成24年10月ころまでとなり、全体事業費は約2億円となる見込みである。

この水分工区改良計画については、長年住民の要望が強く、早期の完成が待たれているが、地権者、地元のご協力により現在一筆を除き用地買収を終えており、残り一筆についても現在交渉中であり、年度内には買収が完了する見込みである。

**【バス停の乱れ、無効看板などの撤去について】**

**問 バス停の一斉改善について。**  
**答** 最近スレートの外観の汚れが目立ちはじめ、部分的、軽微な破損箇所のあるバス停も存在している

ので、今後、利用者の安全確保を前提に調査を行い、修繕しなければならぬ箇所については、適宜対応していきたいと考えている。

**【破損や劣化した看板の撤去について】**

**ついで。**

**答** 愛媛県屋外広告物条例第4条において、「著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したものの」や、「著しく破損し、又は老朽したもの」、「倒壊又は落下のおそれがあるもの」などは「表示し又は設置してはならない」とされており、また同条例第12条では、「広告物等を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対して、補修その他必要な管理を義務付け」ている。

本町では、このような違反屋外広告物に対する定期的なパトロールを実施することにより、設置者等と協議を進め、看板等の補修や撤去を行うよう指導していきたいと考えている。

**◆芝 照雄 議員**

**【放課後児童クラブについて】**  
**問 現在のクラブの効果と成果について。**

**答** 開設場所について、当初は、泉小学校の和室・多目的ホールを中心に、和室等が使用できない場合は泉公民館で実施していたが、夏休みからは、学校に隣接する教員住宅を使用している。

なお、登録者については、4月当初が10人、内訳は1年生が5人、2年生2人、3年生3人であったが、12月1日現在では、登録者は16人で、内1年生が7人、2年生6人、3年生3人となっており、利用者は増えている状況である。

また、指導員は2人体制とし、休暇等の対応職員4人を含め、計6人の指導員がいるが、教員免許のある1名以外は、保育士・教員等の資格はないので、県等が開催する研修や、先進クラブの視察研修に積極的に参加して、日々探究しながら、家庭的な雰囲気の中で児童を見守っているところである。

**問 今後、泉小学校以外での展開はあるか。また、指導者、施設等はどのようにするのか。**

**答** 現在、試験的に実施している「泉児童クラブ」については、来年度も実施することとし、来年度の利用者数等状況をみながら、夏休み等の長期休業日については、他の小学校の児童の受入れも検討していきたいと考えている。

なお、現段階では、他の小学校区での児童クラブ設置について具体的な案を示すことはできないが、放課後や週末等の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保するため、児童クラブの設置も含め、それぞれの地域の実態に応じた子どもの居場所づくり、健全育成に努める所存である。

**【鬼北の里について】**

**問 第2分譲の契約者が少ない理由、原因について。**

**答** 大阪で開催された「ふるさと回帰フェア」にも参加し、特に定年退職された方が、田舎暮らしをしたいとのことで数人鬼北町のブー

スに相談に来られたが、年金暮らしで新築までとはいう考えの方が多く、若年層の方が受入れ易いのではと感じているところである。そういう意味では、当町が行っている施策の方向性としては間違っていないと考えており、今後は、効果的な広告宣伝方法を検討して、早期に販売促進に向けた取り組みを進めていきたいと考えている。

**問 第3分譲地の工事着手、また、それが無い場合の跡地の利用方法について。**

**答** 定住促進団地については、平成19年度から国の過疎地域集落等整備事業（定住促進団地整備事業）の補助を受け、団地の造成や生活環境の整備などを行っていったが、事業開始当初に予定の全67区画を一括して整備したい旨を国と協議したが、国の指導もあり、1期毎に団地の整備を行うことになった経過がある。したがって、第3分譲地は、第2分譲地の販売状況により整備計画をたてることとなる。

なお、工事計画がない場合の跡地利用方法については、現在は定住団地整備でしか考えていないので、整備することが困難となった場合には、近永アルコー工場跡地利用基本計画にあるように、商業誘致あるいは公共施設の用地として、将来用地計画の見直しと合わせて検討することになると考えている。